

障害基礎年金 ～詳論～2.

国民年金法 第30の2条^{1 2} (支給要件)

1. 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、当該傷病に係る初診日において前条第一項各号のいずれかに該当した者であつて、**障害認定日³**において同条第二項に規定する障害等級(以下単に「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態になかつたものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に同条第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。
2. 前条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。
3. 第一項の請求があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害基礎年金を支給する。
4. 第一項の障害基礎年金と同一の支給事由に基づく**厚生年金保険法第四十七条⁴**又は**第四十七条の二の規定⁵**による障害厚生年金ついて、**同法第五十二条の規定⁶**によりその額が改定されたときは、そのときに**同項の請求があつたものとみなす⁷**。

概論：～いわゆる「事後重症による障害基礎年金」～

- 1 いわゆる「一般的な障害基礎年金」との違い
 - (ア) 被保険者等要件及び保険料納付要件を満たしているが、障害認定日において障害等級に該当しなかつたため、いわゆる「一般的な障害基礎年金」の受給権は発生していない。
 - (イ) 受給権が請求することによって発生する「請求年金」である。
- 2 支給要件 (原則として次のア～エの要件すべてを満たすこと) (検討順)
 - (ア) 被保険者等要件 (次のいずれかに該当すること)
 - ① 初診日において被保険者であること
 - ② 被保険者であつた者であつて、初診日において日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること
 - (イ) 保険料納付要件 (次のいずれかに該当すること)
 - ① 原則
初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を合算し

た期間がその被保険者期間の3分の2以上であることが必要

② 経過措置（法附(60) 第20条）

- ・初診日において65歳未満の者で、かつ、初診日が平成38年4月1日前にある傷病による障害については、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間のうち保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間（いわゆる「保険料滞納期間」）がなければ、保険料納付要件は満たされる

なお、当該初診日において被保険者でなかった者については、当該初診日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間にかかる月までの1年間をもって判断する

(ウ) 障害の程度要件（次の①～②の要件すべてを満たすこと）

- ① 障害認定日において、障害等級の1級又は2級に該当する程度の障害状態になかったこと
- ② 障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に、その傷病により障害等級の1級又は2級に該当するに程度の障害状態に至ったこと

(エ) 65歳に達する日の前日までの期間内に障害基礎年金の支給を請求すること

3 留意点

- (ア) 支給要件にあるように、65歳に達する日の前日（65歳の誕生日の前々日）までの期間内に障害基礎年金の支給を請求することを要す。

注釈

- ¹ 新法施行日前（昭和61年3月31日以前）の国民年金の被保険者期間中に初診日のある傷病についても、昭和61年4月1日以後に障害等級に該当する程度の障害状態になり、65歳に達する日の前日までに請求した場合には、新法の障害基礎年金が支給される。（措置令第29条第1項）
- ² 同一の傷病による障害について、旧国民年金法、旧厚生年金法又は旧共済組合法による障害年金の受給権を有していたことがある者（その後に受給権が消滅した者）については、いわゆる「事後重症による障害基礎年金」は支給されず、いわゆる「経過措置による障害基礎年金」（厚生年金保険法の障害等級3級に不該当のまま3年経過したことを理由に受給権が消滅した障害基礎年金等の受給権者であった者のうち、一定の条件を満たす者については、平成6年11月9日以降65歳に達する日の前日までの間において障害基礎年金の支給を請求することができる）の支給の対象となる。（法附(60)第22条）

-
- 3 「障害認定日」について読替規定があるので留意すること。(措置令(61)第 31～38 条)
 - 4 いわゆる「一般的な障害厚生年金」の規定
 - 5 いわゆる「事後重症による障害厚生年金」の規定
 - 6 年金額の改定にかかる規定（いわゆる「職権改定」、「障害の程度の増進による改定請求」及び「その他障害との併合による改定請求」）
 - 7 障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害等級 3 級の障害厚生年金等の受給権者の障害が増進し、障害等級 2 級以上に改定されたときは、その年金額の改定に伴い、事後重症による障害基礎年金の請求があったものとみなされるので、改めて請求書を提出する必要はない。

複写禁止